

費用対効果評価制度における介護費用に関する議論

- 費用対効果評価では、医療技術が公的医療保険に与える影響について検討を行う観点から、「公的医療の立場」を基本としているが、「公的医療・介護の立場」の取扱いについて、継続的に議論されてきた。

中央社会保険医療協議会における費用対効果評価の分析ガイドライン2026年度版（抜粋）

2 分析の立場

2.2 費用や比較対照技術、対象集団などについて公的医療保険制度の範囲で実施する「公的医療の立場」を基本とする。

費用対効果評価について 骨子（平成31年2月20日）

- ・ 「公的介護費や生産性損失」を含めた分析結果については、国内の知見に基づき行われたものに限り、併せて提出することは可能とする。価格調整には用いないが、提出された分析結果は公表し、事例を集積した上で、今後の仕組みの参考とする。「公的医療・介護の立場」においては、公的介護費を含める追加的分析を実施できる。

令和4年度費用対効果評価制度改革の骨子（令和3年12月1日）

- ・ 公的介護費等について、諸外国における取組みを参考にしながら、引き続き研究班による研究を実施し、その進捗を踏まえつつ、今後検討することとする。

令和6年度費用対効果評価制度改革の骨子（令和5年12月13日）

- ・ 介護費用の分析結果が得られた場合の取扱いについて、レケンビに係る特例的な取扱いも踏まえつつ、引き続き議論する。

費用対効果評価制度における介護費用に関する議論

- 費用対効果評価では、医療技術が公的医療保険に与える影響について検討を行う観点から、「公的医療の立場」を基本としているが、「公的医療・介護の立場」の取扱いについて、継続的に議論されてきた。

中央社会保険医療協議会における費用対効果評価の分析ガイドライン2026年度版（抜粋）

2 分析の立場

2.2 費用や比較対照技術、対象集団などについて公的医療保険制度の範囲で実施する「公的医療の立場」を基本とする。

令和8年度費用対効果評価制度改革の骨子（令和7年12月26日）

- ・ 介護費用の取扱いに関しては、レケンビの事例で指摘された技術的・学術的な課題を踏まえ、諸外国での介護保険制度や費用対効果評価への活用状況も参考とし、引き続き研究する。
- ・ 介護費用を含めた分析については、過去の事例を分析ガイドラインにおいて参考とできるようにしつつ、引き続き事例を集積する。
- ・ 費用対効果評価における介護費用の取扱いは、医療保険制度の基本的な考え方に関わる問題であり、価格調整への活用については、引き続き議論する。

(参考) レケンビに係る分析の立場と価格調整の決定について

現状・課題

- 我が国の費用対効果評価制度では、公的医療保険の範囲で実施する「公的医療の立場」を基本としてきた。
- レケンビの費用対効果評価について、費用対効果評価専門組織は、『レケンビに対する費用対効果評価について』（令和5年12月13日中央社会保険医療協議会総会）に従って、「公的医療・介護の立場」の分析結果を含む、総合的評価案を中医協総会に提出した。
- 「公的医療・介護の立場」では、企業分析で用いられたLIFE studyの結果を活用することにより分析した。
- 分析を通じて、事前に指摘されていた課題に加え、以下の技術的・学術的課題が明らかになった。
 - 介護費用については、アルツハイマー病の病態の推移、要介護度別介護費用、重症度別の要介護度などからの推計にとどまる。
 - 「介護負担の軽減により生じるQALY」の計算方法については、学術的に確立されたコンセンサスは、現時点では存在しない。

対応案

- 費用対効果評価制度における介護費用の取扱いについては、今後の費用対効果評価専門部会において、引き続き議論を進めていくこととしてはどうか。
- 今回のレケンビにおける費用対効果評価においては、上記のような課題があることも踏まえると、基本としている「公的医療の立場」ではなく「公的医療・介護の立場」を採用すべきとはいえないことから、「公的医療の立場」の費用対効果評価結果に基づく価格調整の改定薬価を採用してはどうか。